

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 9     | 生活保護に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北斗市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道北斗市長

## 公表日

令和5年7月12日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 生活保護に関する事務   |
| ②事務の概要                   | <p>・北斗市(以下「市」という。)は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務<br/>②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>③職権による保護の開始又は変更に関する事務<br/>④保護の停止・廃止に関する事務<br/>⑤資料の提供等の求めに関する事務<br/>⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務<br/>⑨保護に係る費用の返還に関する事務<br/>⑩徴取金の徴収に関する事務<br/>⑪医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> |
| ③システムの名称                 | 生活保護システム、番号制度連携ユニット、団体内統合連携サーバー、中間サーバー、生活保護レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 生活保護情報ファイル               |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | ・番号法第9条第1項 別表第1(15の項)<br>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br>9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>26の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 民生部社会福祉課   |
| ②所属長の役職名                 | 民生部社会福祉課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 北斗市総務部総務課<br>〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号<br>0138-73-3111  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 北斗市民生部社会福祉課<br>〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号<br>0138-73-3111  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                    |  |
|--|--------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人未満(任意実施) ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年6月1日 時点        |  |
| 2. 取扱者数                                |                    |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]         | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年6月1日 時点        |  |
| 3. 重大事故                                |                    |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]           | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果               |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                   |   |  |
|---|---|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                  |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                           |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)         |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                             | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査   |   |  |
| 実施の有無   | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発   |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                        | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和1年6月28日 | I-3 法令上の根拠                | ・番号法第9条第1項 別表第1(15の項)  | ・番号法第9条第1項 別表第1(15の項)<br>・番号法別表第1表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条   | 事後   |           |
| 令和1年6月28日 | I-5-②所属長の役職名              | 民生部社会福祉課長 深田 健一  | 民生部社会福祉課長  | 事後   |           |
| 令和1年6月28日 | II-1 評価対象の事務の対象人数は何人か     | 2) 1万人以上10万人未満   | 2) 1,000人以上1万人未満   | 事後   |           |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策                  | (なし)   | 項目を追加  | 事後   |           |
| 令和3年3月8日  | I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     | ・北斗市(以下「市」という。)は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br>①保護の実施に関する事務<br>②保護の変更申請に関する事務<br>③保護の停止・廃止に関する事務<br>④保護に係る費用の返還等に関する事務 | ・北斗市(以下「市」という。)は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br>①保護の実施に関する事務<br>②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>③職権による保護の開始又は変更に関する事務<br>④保護の停止・廃止に関する事務<br>⑤資料の提供等の求めに関する事務<br>⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>⑧保護に係る費用の返還に関する事務<br>⑨徴取金の徴収に関する事務 | 事後   | 再評価       |
| 令和3年3月8日  | I-4 情報提供ネットワークシステムによる関係情報 | (別表第二における情報提供の根拠)<br>: 第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)   | (別表第二における情報提供の根拠)<br>: 第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)  | 事後   | 再評価       |
| 令和3年3月8日  | II-1 対象人数                 | 2) 1,000人以上1万人未満   | 1) 1,000人未満  | 事後   | 再評価       |
| 令和3年3月8日  | II-1 対象人数                 | 令和1年6月1日現在   | 令和3年1月31日現在  | 事後   | 再評価       |
| 令和3年3月8日  | II-2 取扱者数                 | 令和1年6月1日現在   | 令和3年1月31日現在  | 事後   | 再評価       |

| 変更日        | 項目          | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明     |
|------------|-------------|---|--|------|---------------|
| 令和3年11月25日 | I-4 法令上の根拠  | 番号法第19条第7号  | 番号法第19条第8号   | 事後   | 番号法の一部改正による修正 |
| 令和3年11月25日 | II-1 対象人数   | 令和3年1月31日時点   | 令和3年10月1日時点  | 事後   | 評価書の見直し       |
| 令和3年11月25日 | II-1 取扱者数   | 令和3年1月31日時点   | 令和3年10月1日時点  | 事後   | 評価書の見直し       |
| 令和3年11月25日 | IV-8 監査     | [ ] 自己点検 [O] 内部点検   | [O] 自己点検 [ ] 内部点検  | 事後   | 評価書の見直し       |
| 令和5年7月12日  | I-1 事務の概要   | <p>・北斗市(以下「市」という。)は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務<br/> ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/> ③職権による保護の開始又は変更に関する事務<br/> ④保護の停止・廃止に関する事務<br/> ⑤資料の提供等の求めに関する事務<br/> ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/> ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/> ⑧保護に係る費用の返還に関する事務<br/> ⑨徴取金の徴収に関する事務</p> | <p>・北斗市(以下「市」という。)は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務<br/> ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/> ③職権による保護の開始又は変更に関する事務<br/> ④保護の停止・廃止に関する事務<br/> ⑤資料の提供等の求めに関する事務<br/> ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/> ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/> ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務<br/> ⑨保護に係る費用の返還に関する事務<br/> ⑩徴取金の徴収に関する事務<br/> ⑪医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> | 事前   | 評価書の見直し       |
| 令和5年7月12日  | I-1 システムの名称 | 生活保護システム、団体内統合連携サーバー、中間サーバー   | 生活保護システム、番号制度連携ユニット、団体内統合連携サーバー、中間サーバー、生活保護レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー   | 事前   | 評価書の見直し       |

| 変更日       | 項目         | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------|--|--|------|-----------|
| 令和5年7月12日 | I-4 法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br/>:第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)<br/>(別表第二における情報照会の根拠)<br/>:第二欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)</p> | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br/>9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120<br/>(別表第二における情報照会の根拠)<br/>26の項</p> | 事前   | 評価書の見直し   |
| 令和5年7月12日 | II-1 対象人数  | 令和3年10月1日時点  | 令和5年6月1日時点   | 事前   | 評価書の見直し   |
| 令和5年7月12日 | II-1 取扱者数  | 令和3年10月1日時点  | 令和5年6月1日時点   | 事前   | 評価書の見直し   |